

長崎県悪臭防止指導要綱

(昭和59年5月1日施行)

【要点】

- ・嗅覚測定を用いた指導要綱であること
- ・臭気濃度(希釈倍数)による指導基準を採用していること。
- ・地域指定の有無に関係なく、県下全域に適用されること。
- ・臭気濃度測定及び事業者への指導については市町村長の責務であること

長崎県悪臭防止指導要綱

昭和59年4月21日

(目 的)

第1条 この要綱は、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭により、住民の生活環境がそこなわれている場合、又はそこなわれるおそれのある場合に、悪臭を防止するために県、市町村及び工場等の設置者のとるべき措置に関し必要な事項を定め、もって住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「悪臭」とは、住民の生活環境をそこなうおそれのある不快なにおいをいう。

(適用地域)

第3条 この要綱の適用地域は、県下全域とする。

(指導基準)

第4条 この要綱による指導基準は、別記のとおりとする。

(測定方法)

第5条 この要綱において悪臭の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする。

(県の責務)

第6条 県は、市町村の行う悪臭測定及び悪臭の防止に関する施策に協力し、必要に応じ指導・助言を行うものとする。

(市町村の責務)

第7条 市町村長は、悪臭公害を未然に防止するため、悪臭が発生するおそれのある工場等について必要に応じ事前に調査及び指導を行うものとする。

2 市町村長は、住民の生活環境を保全するため必要があると認める場合は、悪臭を発生させている工場等について悪臭測定を行うものとする。

3 市町村長は、前項の悪臭測定の結果、工場等から発生する悪臭が指導基準に適合せず、住民の生活環境がそこなわれていると認める場合、又はそこなわれるおそれがあると認める場合は、当該工場等の設置者に対し第4条に定める指導基準を遵守するよう指導するものとする。

(事業者の責務)

第8条 工場等の設置者は、第4条に定める指導基準を遵守するよう努めなければならない。

(援 助)

第9条 知事及び市町村長は、工場等の設置者が行う悪臭防止対策について、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

(別 記)

指 導 基 準

1. 排 出 基 準

| | 工場等の敷地の境界線 における臭気の濃度 | 工場等の煙突その他の排 出口における臭気の濃度 |
|-------|-------------------------|----------------------------|
| 第1種区域 | 臭気濃度 20 | 臭気濃度 500 |
| 第2種区域 | 臭気濃度 30 | 臭気濃度 1000 |

- 備 考
1. 第1種区域とは、悪臭防止法第3条の規定に基づいて知事が定めた規制地域のうちの「A区域」をいう。
 2. 第2種区域とは、第1種区域以外の区域をいう。
 3. 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気ですら臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。
 4. 臭気濃度の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする。
 5. 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

2. 施 設 基 準

- (1) 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- (2) 工場等の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう適正に管理すること。
- (3) 悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置及び建物内において行うこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- (4) 工場等において発生する汚水、汚物等は、悪臭が発生しないよう適正に処理すること。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭のもれにくい容器等に収納するとともに建物内に保管すること。
- (6) 悪臭を発生する施設等は、できる限り密閉構造とし、かつ悪臭を外部に排出しないような有効な脱臭装置を設置し、適正に処理すること。

